

### 4-3. 景観形成大和駅北重点地区(桜川市景観まちづくり条例第8条第3項)

#### 4-3-1. 地区別方針 (桜川市景観まちづくり条例第8条第3項)

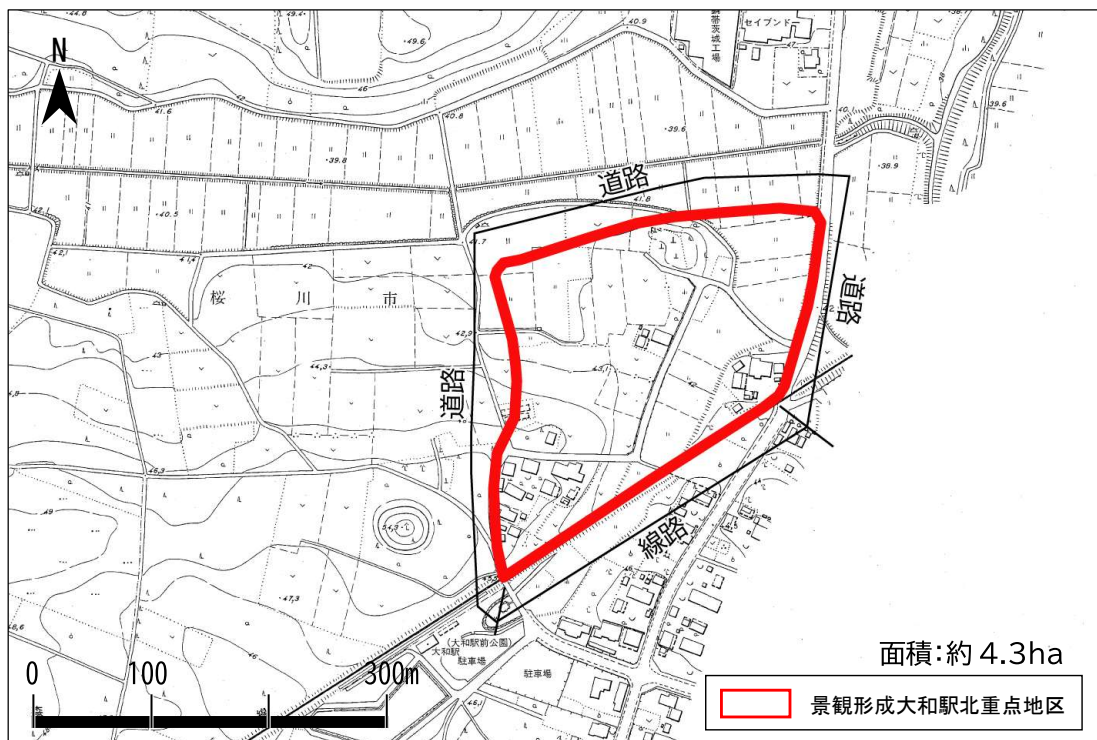
景観形成大和駅北重点地区における地区別方針は、次のとおりとします。

- (1) 景観形成大和駅北重点地区では、周囲から独立した街区景観の演出に適した谷津田状の緩斜面地形を活かし、現在、桜川市土地開発公社が主体となって子育て世代向けの新しい住区に相応しい良好な景観の創出に取り組んでいます。
- (2) 景観形成大和駅北重点地区では、上記のような桜川市土地開発公社の取組を支援し、同公社の計画で意図された範囲を超える規模の建築物の建築、工作物の建設等又は土地の形質変更等を届出対象行為として定め、なおかつ、同公社の計画でデザインされた良好な景観の創出に寄与させるために遵守すべき最低の基準として景観形成基準を定めるものとします。

#### 4-3-2. 重点地区の区域 (桜川市景観まちづくり条例第8条第3項)

景観形成大和駅北重点地区の区域は、次のとおりとします。

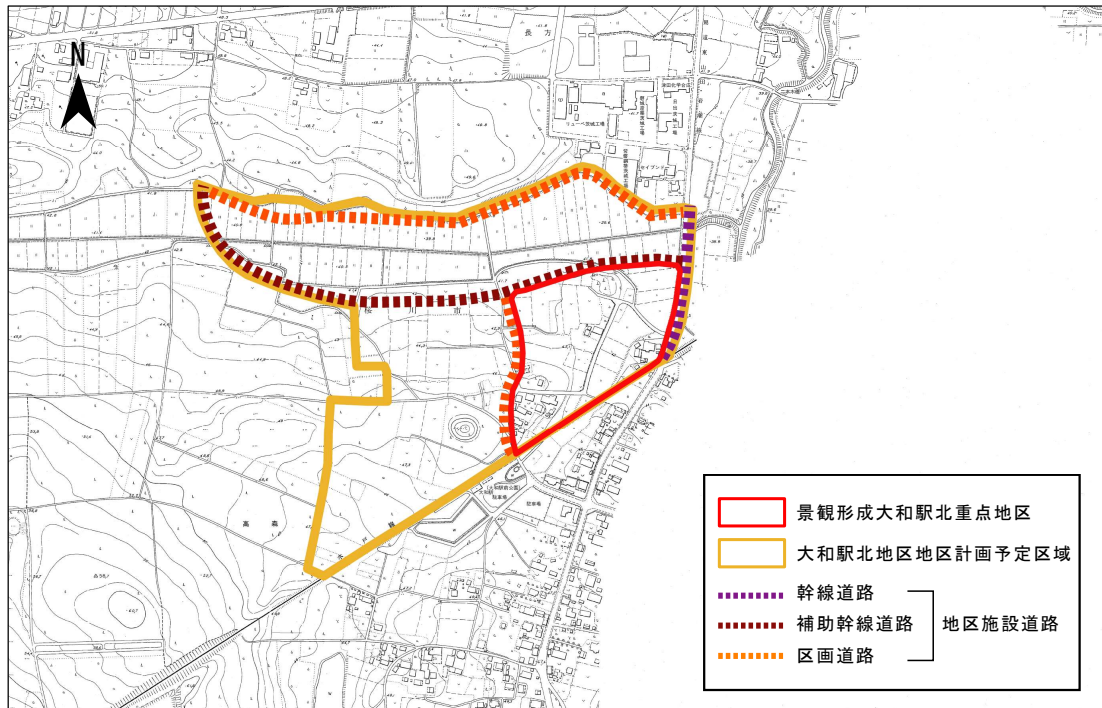
図一 景観形成大和駅北重点地区の区域

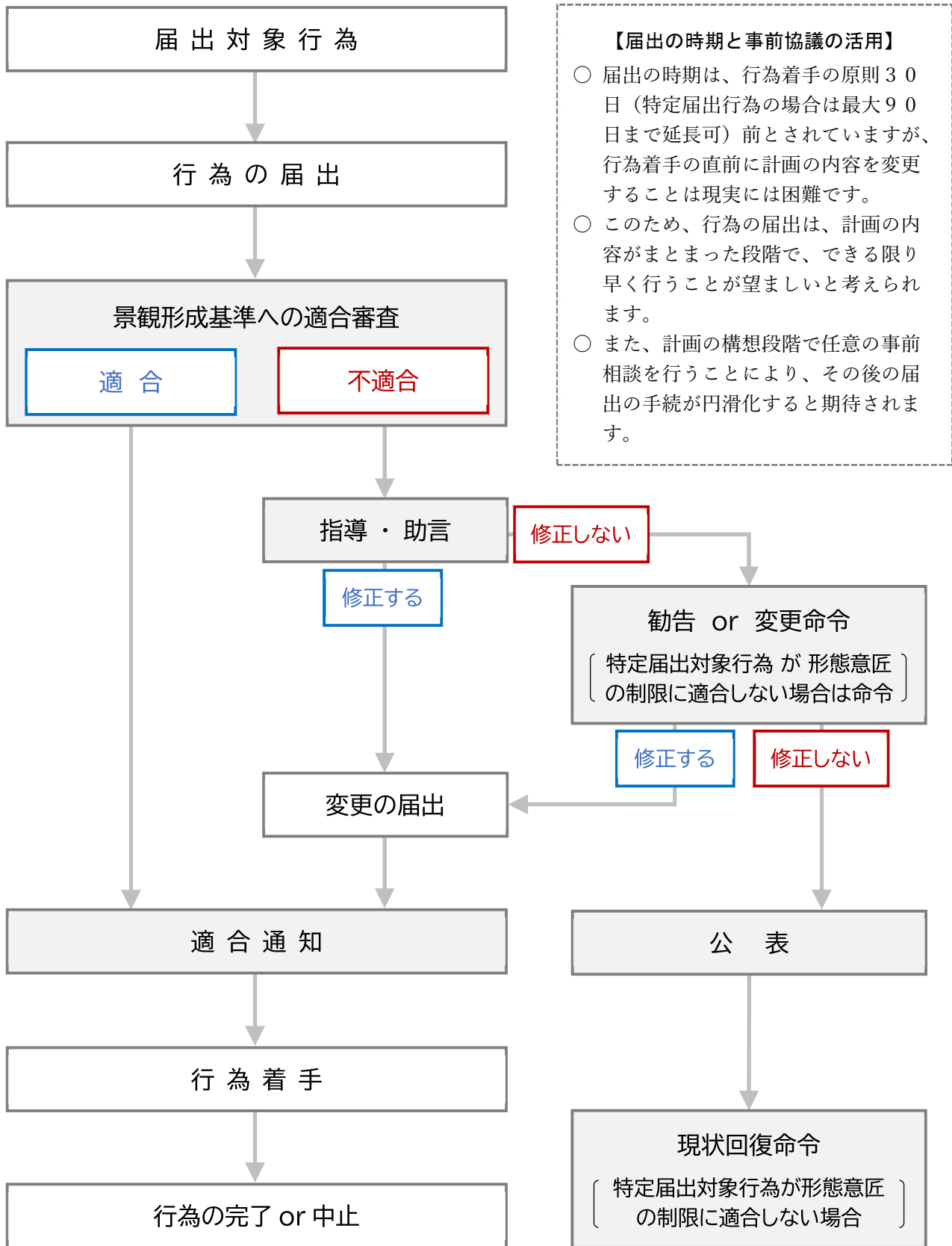


図一空中写真



図一参考図





**【届出の時期と事前協議の活用】**

- 届出の時期は、行為着手の原則30日（特定届出行為の場合は最大90日まで延長可）前とされていますが、行為着手の直前に計画の内容を変更することは現実には困難です。
- このため、行為の届出は、計画の内容がまとまった段階で、できる限り早く行うことが望ましいと考えられます。
- また、計画の構想段階で任意の事前相談を行うことにより、その後の届出の手続が円滑化すると期待されます。

【注意】 変更命令及び現状回復命令を行う場合は、あらかじめ行政手続法の規定による弁明の機会の付与又は聴聞の手続が必要となります。